

参議院佐賀県選出議員選挙公報

佐賀県選挙管理委員会

野党統一候補 **犬塚ただし**

佐賀からの視点が必要です。

諫早湾干拓 開門!

有明海を再生するには、まず開門が必要。こうした政治判断に最高裁判決は関係ありません。

年金 問題点を隠すな!

事実に基づいた議論がないのが最大の課題。租税回避地を使う多国籍企業等から徴税し、社会保障に充当すべきです。

新幹線 総括が必要!

まずはフリーゲージ失敗の総括が必要。立ち止まって佐賀から、佐賀のための戦略をつくるべきです。

オスプレイは不要

目先の話で決めてはならない。佐賀空港は訪日観光客、九州物流のハブとして大きく伸びる可能性があります。

戸別所得補償の復活!

農家戸別所得補償制度を復活させる。種子法も復活させて安心の食料自給制度をめざします。

子育て教育

子育てには児童手当による経済支援が必要。子ども達が安心して遊び学べる環境、多様な生き方を認める社会を創ります。

国会に緊張感を取り戻せ!

100年安心のはずだった年金ですが、実は2,000万円の貯金が必要でした。報告書を書いた金融庁の局長は謝罪、政府は受取りを拒否。消費税、TPPの議論も選挙後に先送りです。まったく緊張感のない政権運営を変革します。

原口、大串両代議士と佐賀から始める政権交代!

全国47都道府県の中で、野党の代議士が選挙区を独占しているのは佐賀だけです。人物本位、政策本位の佐賀だからこそ、対案を示して政権の受け皿となる政治改革の先頭に立っています。佐賀から政治を変えて行きます!

ホームページ t-inuzuka.com

選挙事務所 佐賀県佐賀市神野東4丁目5-17
TEL0952-34-1010 FAX0952-34-5055



国民民主党公認
犬塚ただし
いぬづか



犬塚ただしプロフィール

1954年 肥前の国、五島生まれの父母のもとに生まれる。立教大学卒業後、米国ダラス大学院に入学。難関とされる経営修士(MBA)を取得。ハワイ州におけるホテル経営、長野県でのスキー場の経営などに従事。2004年参議院議員初当選。公約であったICCローマ規程、日本の批准を達成。

令和につなぐ、未来への責任。

■決起大会のご案内

7/10(水) 佐賀市決起大会	19:00~20:00	佐賀市文化会館大ホール
7/11(木) 武雄市決起大会	19:00~20:00	武雄市文化会館小ホール
7/12(金) 伊万里・有田町合同決起大会	19:00~20:00	伊万里市民センター
7/13(土) 多久市決起大会	19:00~20:00	中央公民館
7/14(日) 上峰・みやき合同決起大会	19:00~20:00	こすもす館
7/15(月) 神埼・吉野ヶ里合同決起大会	19:00~20:00	千代田文化会館(はんぎーホール)
7/16(火) 佐賀市南部4町合同決起大会	19:00~20:00	東与賀町ふれあい館
7/17(水) 基山町決起大会	18:30~19:30	基山町民会館小ホール
鳥栖市決起大会	19:30~20:30	鳥栖市民文化会館小ホール
7/18(木) 鹿島・太良合同決起大会	19:00~20:00	鹿島市エイブル
7/19(金) 唐津市・玄海町合同決起大会	19:00~20:00	唐津市民会館

「人が東京に行ってしまうのはしょうがなく」
あきらめにも似た思いで私におっしゃる方が何人もいました。本当にしょうがなくことなんでしょうか。実は、首都圏に人口を集めていっている先進国は日本くらいなのです。あるノーベル賞科学者から私はこう聞かれました。「なぜ日本人は大学も企業も都会ばかりにあるのか」ヒト、モノ、カネが大都市に集中することで非効率的な国になっています。都会から地方への流れが必要です。豊かな地方が豊かな国をつくる。この信念のもと、未来への責任を果たしていきます。

山下雄平プロフィール

1979年 佐賀県唐津市元石町生まれ
1992年 呼子町立呼子小学校卒業
1998年 弘学館中学・高校卒業
2003年 慶應義塾大学法学部政治学科卒業
2003年 時事通信社入社 地方自治を取材

2007年 日本経済新聞社入社
政治部で谷垣禎一先生や保利耕輔先生などの番記者を務める
2013年 参議院選挙で自民党の全国最年少で当選
2015年 党参院国会対策副委員長
2017年 内閣府大臣政務官(第3次・第4次安倍内閣)~2018年10月まで



参議院佐賀県選挙区 自由民主党公認候補
山下雄平
39歳

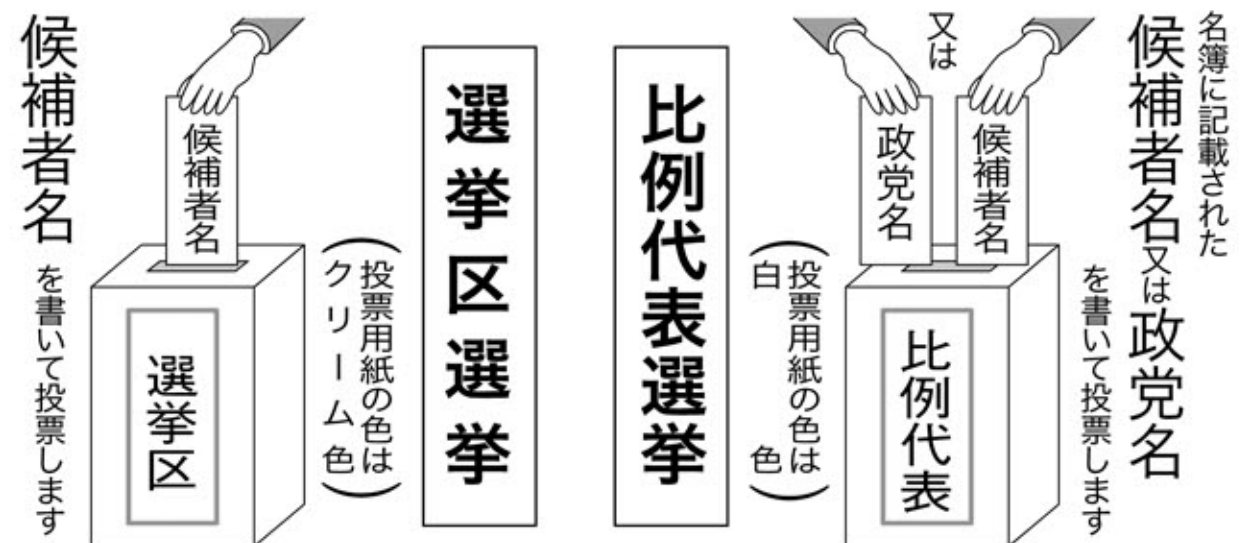
投票日は

7月21日 [日曜日]

投票時間は

午前 **7**時から 午後 **8**時まで

※唐津市・武雄市・吉野ヶ里町・有田町・大町町・白石町・太良町では、全投票所で投票時間が午後6時までとなっています。
※嬉野市の全投票所、神埼市の一部の投票所で投票時間がそれぞれ変更されていますので、各市からのお知らせをご確認ください。



投票日に投票できない方は

- 7月21日の投票日に旅行や用務で投票できない方は**期日前投票**を利用しましょう。
- 期日前投票は、選挙人名簿登録地の市町で投票日の前日までに投票を行う制度で、手続きも簡単です。

■期日前投票ができる期間

7月5日(金)~7月20日(土)までの毎日

※8:30~20:00まで(土曜日・日曜日でもできます)
※一部の期日前投票所を除く(市町からのお知らせをご確認ください。)

参議院佐賀県選出議員選挙公報

佐賀県選挙管理委員会

投票日に投票できない方は、 期日前投票・不在者投票をご利用ください。

【期日前投票・不在者投票で投票できる期間 7月5日(金)～7月20日(土)】

期日前投票

- 投票日前でも、選挙人名簿に登録されている(名簿登録地)市町で、期日前投票を行うことができます。
- 投票用紙の請求は、名簿登録地市町の窓口で簡単な書類に記入するだけです。印鑑は不要です。
- 投票日当日に投票するのと同じように、投票用紙はそのまま直接投票箱に入れることができます。
- 入場券をお持ちでない方は、免許証等の身分証明書をお持ちいただくと、手続きがスムーズにできます。
- 期日前投票所の場所・開閉時間等は、市町のHP等でご確認ください。

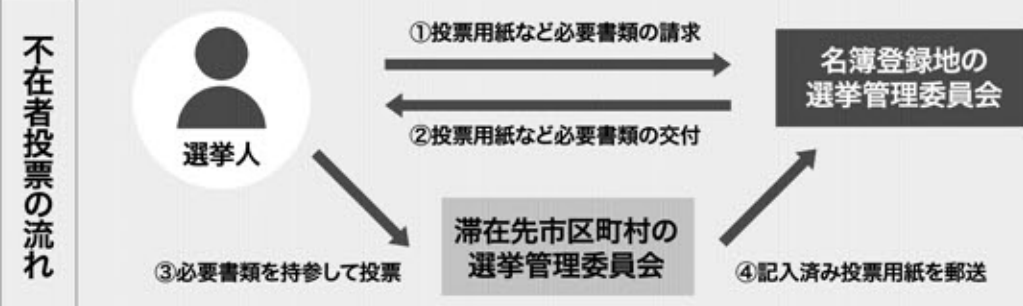
期日前投票のできるタイミング



不在者投票

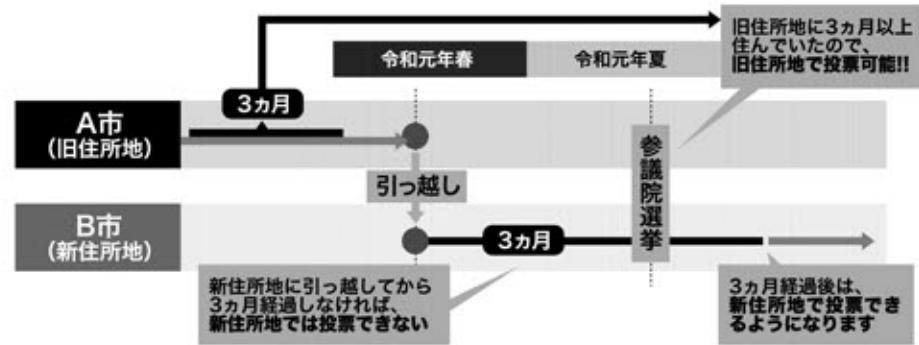
- 選挙期間中、仕事や旅行などで、現住所地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票を行うことができます。
- 次の手続き等により不在者投票を行うことができます。
 - ① 選挙人名簿に登録されている(名簿登録地)市区町村の選挙管理委員会に、直接又は郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。その場合、どこで投票したいかを伝えます。
 - ② 交付された投票用紙などを持参して、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向きます。
(不在者投票は、書類のやりとりを郵送で行うため、手続きに時間がかかりますので、早めに請求してください。)

※下の説明のように、引っ越して3ヵ月経っていない方が、選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合も、不在者投票制度を利用することができます。



注意

最近引越をされた方へ



引っ越して3ヵ月経った方は…

新住所地での投票日当日の投票、期日前投票が利用できます。また、不在者投票が利用できます。

引っ越して3ヵ月経っていない方は…

旧住所地での投票日当日の投票、期日前投票が利用できます。また、不在者投票が利用できます。

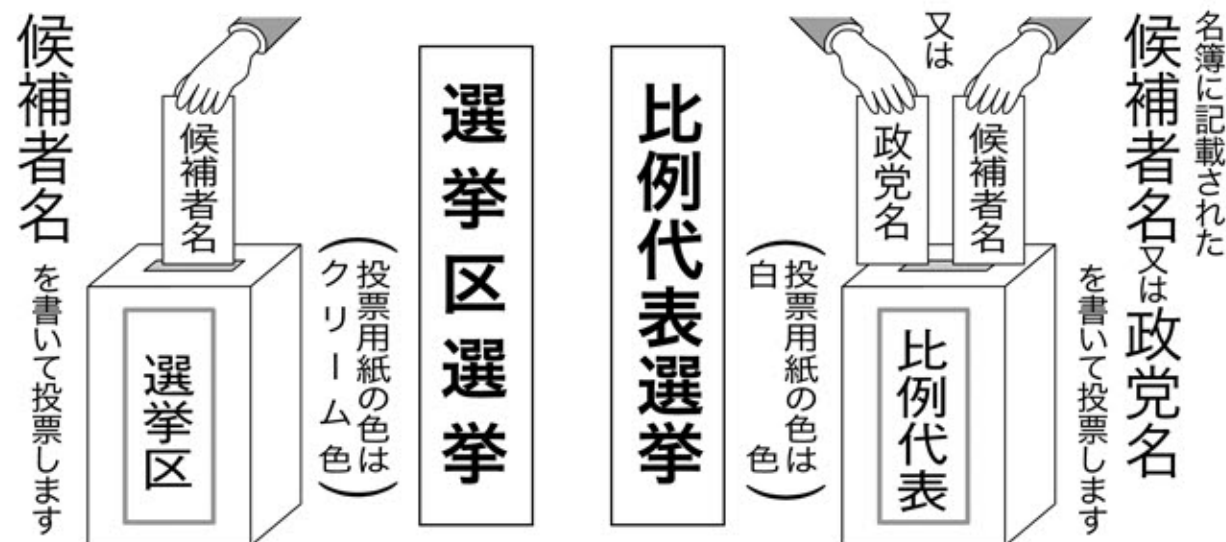
※新住所地で投票するためには、転入届をした日から、参議院選挙の公示日前日(7月3日)までに3ヵ月以上、新住所地に住んでいる必要があります。

投票日は

7月21日[日曜日]

投票時間は

午前 **7**時から 午後 **8**時まで



● 投票用紙には、候補者の氏名又は政党名のみを記入し、それ以外の字や記号は書かないでください。(投票自体が無効になる場合があります。)

● 候補者の氏名は、投票記載場所に掲示してある候補者一覧表をよく確認して記入しましょう。

※唐津市・武雄市・吉野ヶ里町・有田町・大町町・白石町・太良町では、全投票所で投票時間が午後6時までとなっています。
※嬉野市の全投票所、神埼市の一部の投票所で投票時間がそれぞれ変更されていますので、各市からのお知らせをご確認ください。